

# 旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会報告書

平成30年4月5日

備前市議会議長 鵜 川 晃 匠 殿

委員長 川 崎 輝 通

平成30年4月5日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	結 果	概 要
1 旧アルファビゼンの疑惑に関する調査について ① 証人尋問について 平田惣己治氏 尾崎由実氏 大田淳一氏 ② 委員の派遣について ③ 記録の提出要求について ④ 証人の出頭要求について	継続調査	—



## 旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会記録

招集日時	平成30年4月5日（木）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時33分	開会 ～	午後0時20分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	川崎輝通	副委員長	山本恒道
	委員	尾川直行		橋本逸夫
		津島 誠		掛谷 繁
		守井秀龍		立川 茂
		西上徳一		山本 成
		石原和人		森本洋子
		星野和也		
欠席委員		田口健作		
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鶴川晃匠		
参考人	なし			
証人	平田惣己治	尾崎由実	大田淳一	
説明員	なし			
事務局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主事	楠戸祐介
傍聴者	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審査記録	次のとおり			

## 午前9時33分 開会

○川崎委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は13名でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を開会いたします。

初めに、傍聴者の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては一般、報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

また、報道関係者から申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可しておりますが、証人尋問につきましては証人の意見を聞いた上で委員会にお諮りします。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますので、ごらんください。

本日は3月13日開催の本特別委員会での決定により証人4名に対する尋問を行いますが、午前10時30分から予定しておりました馬場鉄二氏につきましては電話により体調不良による出頭ができない旨の連絡がございましたのでお知らせします。このことへの対応につきましては、先般の幹事会において御協議いただいておりますので、後ほど報告をいたしたいと思っております。

馬場氏以降の証人尋問は予定の時間どおりに行うことといたします。

\*\*\*\*\* 証人尋問（平田惣己治氏） \*\*\*\*\*

それでは、証人喚問についてを議題といたします。

本日行う証人尋問について、お手元に配付してあります資料1に基づいて説明をさせていただきます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が適用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることになっております。証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、公務員の職務上の秘密について尋問を受ける場合及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭司の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときはその旨を申し出ていただきます。これ以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっております。こ

の宣誓についても次の場合はこれを拒むことができることになっております。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則などになります。

なお、証人にはこの資料をもとに事前に説明を行います。

それでは、平田惣己治証人に入室していただきますが、この際暫時休憩します。

**午前9時38分 休憩**

**午前9時39分 再開**

**○川崎委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は御多忙中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれらに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

返答をお願いします。

**○平田証人** はい。

**○川崎委員長** ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして全員御起立を願います。

それでは、平田惣己治証人、宣誓書を朗読願います。

**○平田証人** 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

**○川崎委員長** 宣誓書に署名、押印を願います。

ありがとうございます。

皆さん、着席を願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。

本日は旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、証人の人権に留意されるようあわせて要望いたします。

これより平田惣己治証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料2の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは平田惣己治さんですか。

○平田証人 はい、そうです。

○川崎委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

○平田証人 はい、間違いございません。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行います。

今回の公文書流出の問題であります。公文書平成26年1月29日付、備まち第41号備前市職員措置請求にかかわる資料提出についてであります。この文書について市役所から持ち出したことはありますか。

手を挙げて。

平田証人。

○平田証人 文書を市役所から持ち出してはおりません。

○川崎委員長 ちょっと関連でさせていただきます。監査委員会から所管の課にそういう監査請求に関する資料を提出しなさいということは御記憶にありますか。

平田証人。

○平田証人 そのように依頼があったと記憶しております。

○川崎委員長 ただいまの証言につきまして、関連尋問を希望される方の発言を許可いたします。

守井委員。

○守井委員 御苦労さまでございます。監査事務局から監査請求にかかわる資料提出というようになことを求められて、平田課長さんがまとめて提出したというようなことになってることについてのお話だと思うんですけども、当課でその監査から依頼を受けたいろんな資料について書類等を頭分だけではなくて、いろいろな資料を添付されるんだろうと思うんですけども、その添付される資料の番号とか、別紙とかそういうものは当課のほうで、そちらの課のほうでされたん

でしょうか、それともされなくて別なところでされたのでしょうか。そういう資料を見受けるんですが、いかがでしたでしょうか。

○川崎委員長 平田証人。

○平田証人 各資料ごとに付番をしておりますが、正直私はそれを誰がしたのかというのを確認をした記憶はございません。ただ、状況を考えれば文書を作成した担当が書いたものというふうと考えられると思います。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 ということは、付番は当課でつけられたと認識してよろしいですか。確認してよろしいですか。

○川崎委員長 平田証人。

○平田証人 そのように考えられるかと思います。

〔「ありがとうございました」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 それで、監査事務局から依頼のあった文書というものは何部か作成されて返還されたというように記憶してますか。それとも、一部だけその資料として返却されましたか。その辺はいかがでしょうか。

○川崎委員長 平田証人。

○平田証人 実はそのあたりの具体的な事務処理は私のほうでは把握をしておりません。担当がつくったものを、これを提出しますよということで起案を回してきたものを、私は見て確認をして決裁をして、あとの事務処理は担当がしておりますので、何部つくって出したかといったようなことは私のほうでは把握をしておりません。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 それでは、担当者がつくった資料につきまして、課長名の名前、当時課長だったと思うんですけども、課長名での名判になつとる、お名前になつとるということで、担当者の起案で名前が課長のネームで返却してるということでいいんでしょうか。基本的には担当のほうで作成されたということでしょうか。

○川崎委員長 平田証人。

○平田証人 おっしゃられるとおりでございます。実際の作成は担当がして、それを課長名で出すということだと思います。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 それでは、かかわった職員の方も何人かおられるというようなことなんでしょうけれども、今先ほど持ち出してはいないということだったと思うんですけども、職員のほうでも当然持ち出してはいないというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

○川崎委員長 平田証人。

○平田証人 常識的に考えれば、まず持ち出してはいないと。一々どこへ出したという報告も受

けておりませんし、出していないというふうに私のほうは考えております。

〔「ありがとうございました」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにはいかがですか。

掛谷委員。

○掛谷委員 ちょっと1点だけ、原課にある監査委員に出した書類というものについて、保管方法はどうだったのか。金庫とかそういった類いのところには多分保管はされてないとは思いますが、聞きたいのは、そういった資料については知っとる人は安易に持ち出すことは可能かどうか、可能かどうかですよ。いわゆる重要なところに保管してるような状況か、どういう状況で保管してたのか、持ち出してどうのこうのはないとは思いますが、保管の体制についてはそういうことが可能かもしれないかどうかというふうなことについてお答えください。

○川崎委員長 平田証人。

○平田証人 文書の保管につきましては、やはり文書によって若干保管の方法も変わってこようかと思いますが、一般的にはロッカーの中、あるいはまた机の引き出しの中へ保管をします。それもロッカーや机によって鍵をかける場合もあればそうでない場合もあると。この場合、今回のこの当該の文書がどうであったかというところまでは、課長のほうでは把握をしておりません。鍵がかかっていたか、いなかったか、その辺は私のほうでは把握をしておりません。ただ、安易に担当以外の者が誰でも簡単に出して見れるかという、そういう状況ではなかったというふうに思います。

○川崎委員長 掛谷委員。

○掛谷委員 ありがとうございます。

私もそういうふうに考えるべきだと思うし、考えたいと思います。ただ、それを勘ぐると知ってる人は持ち出すことも可能であるということは、これは100%ないとは言えないんじゃないかという状況は事実としてあるんじゃないかと思いますが、それはほとんどないと言い切れる状況でしょうか。

○川崎委員長 平田証人。

○平田証人 私のほうでは、なかなかそれを言い切るのには難しいかと思いますが。ただ、たくさんの文書がある中で、どこにじゃあその文書があるのかというのは、担当のほうでないとなかなか把握をしておりませんし、第三者がそれを誰の目にも触れずにこっそり持ち出すというのは状況としては難しいんじゃないかなというふうに思います。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 公文書、いわゆる役所内文書が外へ出てはならない文書があるというようなことで、その文書が外部に流出したということは御存じかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○川崎委員長 平田証人。

○平田証人 話としては聞いております。

○川崎委員長 守井委員。



○守井委員 当然出ているということである以上は、何らかのかかわったところから出ているということになるわけでございまして、平田さんのところの課からは当然絶対そういうことはなかった。そういうふうにとらえて結構でしょうか。いかがですか。

○川崎委員長 平田証人。

○平田証人 私は、私も含め担当課から出たものではないというふうに信じております。

〔「ありがとうございました」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにございますか。

守井委員。

○守井委員 信じておるんですけど、間違いないと確信はできますか。

○川崎委員長 平田証人。

○平田証人 はい、そのように確信しております。

〔「ありがとうございました」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにございますか。

西上委員。

○西上委員 平田さんは、塚元年弘さんと面識というか、お会いしたことはございますでしょうか。

○川崎委員長 平田証人。

○平田証人 昨年の7月にアルファビゼンの公開をさせていただきました。そのときに来られていたという記憶はあります。幾らか言葉も交わさせていただいたと思いますが、そのとき一度きりでございます。

○川崎委員長 西上委員。

○西上委員 それ以前はないということ間違いありませんか。

○川崎委員長 平田証人。

○平田証人 それ以前には一切お話をしたことはございません。

〔「ありがとうございました」と西上委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で平田惣己治証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては、再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

本日は長時間ではありませんね、短時間でありますが、ありがとうございました。

退出いただいて結構です。

この際、暫時休憩いたします。

午前 9時53分 休憩

午前10時02分 再開

○川崎委員長 入室いただきましたので、休憩前に引き続き委員会を再開します。

\*\*\*\*\* 証人尋問（尾崎由実氏） \*\*\*\*\*

それでは、尾崎由実証人に、お忙しい中御多忙中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えいただきまことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性についてはあらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

○尾崎証人 はい。承知しました。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして全員御起立を願います。

それでは、尾崎由実証人、宣誓書を朗読願います。

○尾崎証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

○川崎委員長 宣誓書に署名、押印を願います。

座って結構です。

ありがとうございます。

着席願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問してるときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。

本日は、旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより尾崎由実証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料3の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは尾崎由実さんですか。

○尾崎証人 はい、尾崎由実です。

○川崎委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

尾崎証人。

○尾崎証人 はい、間違いございません。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては、委員会を代表しまして委員長から行います。

まず、1つ目は担当監査委員（「監査事務局」と後刻訂正）として監査請求に基づく過程で入手した資料を自宅に持ち帰ったことがありますか。

尾崎証人。

○尾崎証人 持ち帰ったことはありません。

○川崎委員長 失礼しました。監査事務局ということで、監査委員ではないということで訂正をさせていただきます。

続きまして、公文書流出の過程の問題で、塚元年弘氏が公文書を受け取っているというような事実が今証言されていますが、塚元年弘氏との面識はありましたでしょうか。

尾崎証人。

○尾崎証人 お名前とかも全く存じ上げません。

○川崎委員長 ただいまの証言につきまして、関連尋問を希望される方の発言を許可いたします。

守井委員。

○守井委員 御苦労さまでございます。先ほど、他の課の方のお話を聞かせていただいたんですけども、いわゆる市役所の内部文書が監査事務局からある課にお願いした書類の分が外へ流出しておるといようなことの問題が発生いたしまして、お聞きしてるような次第なんですが、部外に流出している文書があるということは御存じでしょうか。いかがでしょうか。

○川崎委員長 尾崎証人。

○尾崎証人 流出していること自体を私が知り得る範囲ではございませんので、全くわかりません。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 それで、その文書というのが、ある課から監査事務局のほうへ返ってきた文書じゃないかというような書類が流出したんじゃないかということが問題になっておるんですけども、そこでお聞きするんですけども、いわゆる原課から監査事務局へ返ってきた資料について尾崎さんとしたらその文書というのは目を通すことはあるわけでしょうか。いかがでしょうか。どの文書とかというのは特定できなくても結構です。

○川崎委員長 尾崎証人。

○尾崎証人 文書はどの文書に限らず、文書自体が監査委員事務局のほうに提出されたものについては、提出された資料自体原本は1部しかございませんので、私としては監査の中で仕事の中でしか見ることはできません。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 その資料というのは、尾崎さんとして、その監査委員さんに監査資料として提供されることもあるんだろうと思うんですけども、それは1部だけつくられて監査委員さんに閲覧するような形になるんでしょうか。何部か同じものをコピーされて各委員さんに閲覧してもらうような形、監査を受けるということになるんだろうと思うんですけども、それはいかがなんでしょうか。

○川崎委員長 尾崎証人。

○尾崎証人 まず、提出されたものについては、監査する過程でまず監査委員、部数コピーはいたします。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 ありがとうございます。

それでは、監査委員の部数はコピーをされて、それぞれが監査されるということで理解しとってよろしいですか。

○川崎委員長 尾崎証人。

○尾崎証人 はい、そうです。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 監査委員さんがその扱いについてはそれぞれが通常の業務に従って監査すると。保管もあわせてされるということで理解しとってよろしいでしょうかね。

○川崎委員長 尾崎証人。

○尾崎証人 はい、もうお渡ししたものは、そのとおりです。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 それで、お渡しされた後、最終的に監査が済んだ段階ではそれを回収するようにされてるんですか。監査委員さんにそれはお任せしているんでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○川崎委員長 尾崎証人。

○尾崎証人 そこはお任せという状態でした。

〔「ありがとうございました。委員長、ちょっと追加で」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 それで、各監査委員さんに最後はお任せして、その処置というのはそれぞれの監査委員さんが適切に処置されているということで尾崎さんは理解しておるということでよろしいで

すか。

○川崎委員長 尾崎証人。

○尾崎証人 はい、私はそういうふうに思っています。

〔「ありがとうございました」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で尾崎由実証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は短時間でありましたが、退出いただいて結構です。

ありがとうございます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時17分 再開

○川崎委員長 委員会を再開いたします。

\*\*\*\*\* 委員の派遣 \*\*\*\*\*

先ほど報告しました馬場鉄二さんであります。証人として出頭が御病気のために出席できないということで連絡がありました。そのことについての幹事会での決定を申し上げます。

4月3日に開催された幹事会において、正副委員長を証人宅へ派遣し、御本人と面会することとなりました。正副委員長において今後も出頭が困難だと判断すれば、可能な範囲で今回証言を求めた事項についての聞き取りを行いたいと思います。

その場合の聞き取り内容は、委員会の参考資料であり証人の証言とはなりません。その結果をまた幹事会で協議したいということでございます。正副委員長を証人宅に派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、正副委員長を証人宅に派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の日時等については正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、派遣の日時等については正副委員長に御一任いただきます。

それでは、次の証人尋問まで休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前11時12分 再開

○川崎委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

\*\*\*\*\* 証人尋問（大田淳一氏） \*\*\*\*\*

それでは、大田淳一証人に入室、来ていただきましてありがとうございます。

本日は、御多忙中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えいただきまことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性についてはあらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

○大田証人 はい。承知いたしました。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆さん、報道関係者の方々も含めまして全員御起立を願います。

それでは、大田淳一証人、宣誓書を朗読願います。

○大田証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年4月5日。大田淳一。

○川崎委員長 宣誓書に署名、押印を願います。

ありがとうございます。

着席を願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問しているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。

本日は、旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより大田淳一証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料5の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは大田淳一さんですか。

○大田証人 はい、間違いございません。

○川崎委員長 ありがとうございます。

続きまして、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○大田証人 はい、間違いございません。

○川崎委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては、委員会を代表しまして委員長から行います。

まず、最初の1問目は、監査の過程で入手した資料、そういった資料を自宅に持ち帰ったかどうかということであります。そして2つ目は、塚元年弘氏との面識があるかどうか。この2問についてお聞きしたいと思いますので、1問目からの答弁をお願いします。

大田証人。

○大田証人 まず1番目の件ですが、監査で入手した資料につきましては、書面については監査事務局の内部だけで私は仕事をして、自宅に持ち帰ることはありません。

○川崎委員長 2問目を続けて。

○大田証人 2問目のほうは、面識はございません。

以上でございます。

○川崎委員長 ただいまの証言につきまして、関連尋問を希望される方の発言を許可いたします。

守井委員。

○守井委員 御苦労さまでございます。まず、先ほどの監査事務局からのお話でございましたんですが、監査資料につきまして、監査事務局の事務局員から監査資料の提供を受けて、そしてそれらのもとをコピーされたものをそれぞれの監査委員あるいは事務局員がそれを監査するということになるんだろうと思います。だから、もとの案件を何部かコピーされたものを監査委員さん、代表監査もそうでしょうけれども、を監査するという形になっておるのかどうかお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 日程を決めて監査事務局のところに行ったときに、監査委員にはそれぞれコピーが1部ずつ置いてあります。その場で私の場合は閲覧をして、協議するなら協議をするというスタイルですので、何部コピーがあったかはわかりませんが、私の手元にはコピーが1部はございました。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 御苦労さまです。それで、その案件について一応終了した段階でですね、その資料というものはどういう形で返却なり、事務局のほうへ返すなり、どういう形になっておるのかその辺ちょっとお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 私は、その場でいただいた資料を基本的には自宅等に持ち帰らないので、監査事務局の私の机の引き出しに全て積み上げてですね、事務局の机の中に全て置いておりました。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 それで、最終的には、監査が済んだ資料については、それは撤収といいますか、事務局の方が勝手に撤収されるという形になっただけか、あるいは監査委員のほうから、これはもう済みましたからお返ししますという形になったのか、それはいかがでしょうか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 年に1回か2回か机がいっぱいになれば、引き出しがいっぱいになれば、監査事務局のほうで処分をさせていただいておりました。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 基本的には、監査事務局の事務局員によって撤収されたと、お返ししたということで行っておったということでしょうか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 おっしゃるとおりでございます。

〔「ありがとうございました」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 ちょっと以前の話にもなるんですけども、28年の9月ごろの話なんですが、文書流出がいろいろ問題になったと、監査資料について流出したのが問題になるということになって、その当時、26年ごろの1月から3月にかけての資料について流出したのではないかということで、関係の方々にその監査資料を外部に出されたかどうか、あるいは持ち帰ったかどうかということについて、どちらからかの依頼があったかどうかわかりませんが、その持ち出したかどうかという調査の依頼をそれぞれの方々にされたという記憶はございますか。いかがでしょうか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 はっきりとどこからの依頼かは覚えてないですが、調査したことは事実です。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 ありがとうございます。

監査委員それから事務局員、両者にわたってそのことについて調査したということでしょうか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 そのとおりでございます。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 ありがとうございます。

その結果、持ち帰りになったということがあったということがございましたかどうかいかがでしょうか。その返ってきた文書の中で持ち帰りがあったかどうか、あるいは流出したかどうかとそのあたりのことについて返事があったのは結果はいかがでしたでしょうか。

○川崎委員長 大田証人。



○大田証人 ちょっと私の記憶でははっきりと覚えてはないんですが、ちょっと正確なことは言えませんが、回答は控えさせてもらいたと思います。

〔「わかりました」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 持ち帰った文書がこの百条の委員会の中で請求をさせていただきまして、こちらに返っておるといようなことがございまして、その中には持ち帰りましたよという文書を書かれた方がおられるということもあるということでございます。そういうことをはっきり言われたいということのようでございます。当時の監査委員は、代表監査が大田さん、そしてもう一人の議選の監査委員が田原監査委員。それは間違いなかったでしょうかね。いかがでしょうか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 調査した時点では違いますが、平成26年ですかね、その当時は私と田原委員の2人が監査委員でございました。

〔「ありがとうございます。とりあえず私からはそれだけ。ほかの方で」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにございますか。

西上委員。

○西上委員 失礼します。さきの証人で呼ばれた、高坂さんなんですけど、高坂さんのお話によりますと、その文書は持って帰ってもよいというお話でしたが、これは間違いないでしょうか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 その当時はですね、自宅等に持ち帰って時間の都合もあるので、そういう持ち帰ってということはありませんでした。私の場合は、備前市役所に来て仕事をするってことでしたので、持ち帰ることはございませんでした。

○川崎委員長 西上委員。

○西上委員 ありがとうございます。

大田さんは持ち帰ったことがないということですが、その当時は持って帰ってもよいということだったんですけども、持ち帰ったときの文書管理というのは、監査事務局の中ではどういうふうに文書管理はされていたのでしょうか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 当然外部に流出させてはいけないような機密文書が多々ありますので、監査事務局のお部屋の中ではきちっとロッカー等に入れて保管はしておりましたし、持ち帰った部分についてはそれぞれの自己責任といいますか、当然私も職業的専門家としての守秘義務を負っていますので、それぞれの個人の責任っていう、当時はそういう認識であったと思います。

○川崎委員長 西上委員。

○西上委員 ということは、自己責任ということで、帰ったか帰ってないかというその確認というそういうことはなされなかったんですか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 その当時は書類がこれを持ち帰ってもらって、受け払い簿みたいなそういう管理はしてませんでした。

○川崎委員長 西上委員。

○西上委員 いいです。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 先ほどの質問の関連なんですけど、監査資料を持ち帰ったかどうかということの調査を行ったということですが、それは代表監査からの文書として調査をしたということでしたでしょうか。いかがですか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 どこかの部署からの依頼があつて調査をしたということですので、監査事務局のほうで自主的に調査をしたということではございませんでした。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 ということは、代表監査が取りまとめてそれを調査したとかという思いではないという認識でよろしいですかね。あるいは、代表監査としての職務としてその調査を行ったということになるのか、その辺はいかがでしょうか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 当時の私の代表監査の職務としてというよりも、依頼に基づいて調査を実施したという。こういう流出があつたので調査してくださいという依頼に基づいて調査したということです。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 それは監査事務局長名で依頼をしたような形になりましたか、代表監査としての依頼みたいな形になった、それは何とも言えないところでしょうか。その辺はいかがです。自主的なという形になったんでしょうか。業務というのは、主語と申しますか、どなたが誰かがこうしてくださいよというものがあつて初めていろんな事業と申しますか、物事が動くわけですから、あるいは事務局長が、あるいは代表監査がというようなことがあるんじゃないかと。依頼を受けたとしてもやらないと言えやらないわけですから、どっかのやろうということがあつたということで物事が動くんだらうと思うんですけど、それはどんな感じでしょうか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 済みません。今の私の中ではちょっとはっきりと正確なことを申し上げる記憶がございません。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 ということは、何かどちらからか依頼されたから、ほんならお願いしますみたいな形でやったというような感じであつたということでしょうかね。そういう感じでしょうか、いかがですか。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 おっしゃるとおり、依頼に基づいて調査をしたということです。

○川崎委員長 守井委員。

○守井委員 その点はわかりました。ありがとうございます。

先ほどの質問の中で、代表監査は監査事務局内での調査ということに徹したということですが、他の監査委員が外へ、事務局以外にお持ち帰りになってやったというようなことはありましたですか、なかったですか。あるかないかで結構でございます。わかる範囲で。

○川崎委員長 大田証人。

○大田証人 その質問はほかの監査事務局なり議選なりが持ち帰ったことを見たかどうかということですが、意識して見たことはないので、はっきりとは覚えてません。

〔「わかりました。いいです。ありがとうございました」と守井委員発言する〕

○川崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、以上で大田淳一証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は長時間たつてませんが、ありがとうございました。

退室いただいて結構です。

それでは、若干百条委員会のほうは休憩しまして、きょうの調査結果に基づいて幹事会を隣の部屋で開きたいと思っておりますので、幹事の方はお隣の部屋にお移りください。

午前 11時30分 休憩

午後 0時15分 再開

○川崎委員長 百条委員会を再開いたします。

先ほど、開きました幹事会の報告をいたします。

\*\*\*\*\* 記録の提出要求 \*\*\*\*\*

1点目は、資料の追加です。1つは中国電気保安協会岡山支部に対して旧アルファビゼンに関する資料を備前市が岡山支部へ提出したどんな書類があるんかということが1点です。それから、平成21年から平成23年10月までに電気保安協会のほうから市役所へ提出された資料。こういったものについて、電気保安協会へ資料要求したいと思っております。これは、どういう疑惑かといいますと、旧アルファビゼンを野菜工場とかそういうことで活用されたんですけど、活用の仕方、工事のあり方、そういった点についての疑問、疑惑があるという点で資料を明確にいただいて審査してほしいということがありましたので、1項目めはそういうことです。

2つ目は、我々議会が告訴するよという決定はしておりますが、ちょっと私のミスであっ

たんかもわかりませんが、告訴状の写しが我々議会側には閲覧できてませんので……。

〔「被疑者不詳で、告発じゃないの」と呼ぶ者あり〕

告発かな、告訴じゃねえんかな。被害者は告訴状を執行部が出すようにということじゃったから、被害者は備前市じゃからええんじゃない、告訴で。

〔「不起訴がどうのこうのいうやつじゃねえん」と呼ぶ者あり〕

〔「そうじゃ」と呼ぶ者あり〕

〔「不起訴になってもう一遍審査会に、でしょ。それじゃろ」と呼ぶ者あり〕

被害届については届けを出しただけでコピーも何もするチャンスがなかったということでないらしいんですけど、告訴状の写しはとってるんじゃないのかなと思いますんで、再度市役所のほうへ、市のほうへ要求したいと。2点について、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

そしたら、そういうことで。

それで、期限は4月12日5時までとしたいと思います。13日に次期百条委員会を予定しておりますので、前日の5時までということ。そういうことで御了解ください。

\*\*\*\*\* 証人の出頭要求 \*\*\*\*\*

それから、百条委員会のほうに移りますが、次期は13日に予定したいと思います。14時30分、午後2時半から。市長が15時からしかあいてないということなんで。

次期13日は、どちらも証人喚問いただいております、高坂さんと田原さん、2名について。高坂さんについては、幹事会で提案がありました寄附金問題でもう少しいろんな質問をしたいということで。田原さんについては、まだ全員には閲覧いただいてませんが、28年の9月段階で、先ほど守井さんから質問があったんですけど、大田代表による各その当時監査委員だった方に資料を持ち出したかどうか、自宅へ持って帰ったかどうかというような質問状を4名に出し、その当時現役だった職員の方については口頭による質問で持ち出したかどうかの確認をされています。それから、保管してるかどうかとか。そういうことがありまして、田原氏のみが自宅へ持ち帰ったという質問に対する答弁書が返ってきております。ところが、第1回目の証人喚問では、覚えがないという答弁しか返ってない状態なんで、改めて自分がサインしていただいた自宅に持ち帰ったという資料に基づいて再喚問したいと思いますので。

以上、そういう理由により、高坂さんと田原さん両名、2度目の証人喚問になりますが、13日の午後2時半から、まず高坂さん、そして3時ごろから田原元監査委員の証人喚問をしたいと思いますので。それです、きょうじゅうに高坂さんに寄附問題でこういう質問したいということであれば事務局のほうへ提出いただきたいと思います。田原氏については、今私が説明したようにそういう記録が、資料が残っておりますんで、改めて思い起こしていただくことが必要ではないのかなと。

そういう流れで百条委員会を13日に開きたいと思いますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上、百条委員会で資料請求2項目と、4月13日午後2時半から、高坂さん、田原さんの証人喚問をするということで決定いたしました。

以上で終わりたいと思います。

御苦労さまでした。

午後0時20分 閉会